明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二五）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二九五～三〇一）　四三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**三〇二～三〇四）　四八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**三〇五）　四九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五〇
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人物質・材料研究機構、西日本高速道路株式会社工事開始変更、日本放送協会入札関係　八〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八四

省　令

○厚生労働省令第百二十五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十九条第六項、第二十条第三項及び第四十五条の二並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十九条第六項及び第四十五条の二の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「という。）は」の下に「、第三十六条の規定により官署支出官（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ。）が行う法第十九条第六項及び第二十条第三項の規定による還付金の還付に関する事務を除き」を加える。

第三十六条第一項中「すでに」を「既に」に改め、「ときは、」の下に「官署支出官又は」を加え、同条第二項中「労働保険料還付請求書（様式第八号）を」の下に「官署支出官又は」を、「にあつては、」の下に「所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を経由して官署支出官又は」を加える。

第八十条第一項中「事業主が厚生労働大臣」の下に「若しくは官署支出官」を加える。